

東京都立荒川工科高等学校 学校いじめ防止基本方針

1 いじめ問題への基本的な考え

(1) いじめを起こさない、許さない学校づくり

いじめはどの学校でもどの学級にも起こり得るという認識の下、授業をはじめ様々な教育活動を通して、いじめに関する生徒の理解を深めさせ、いじめは絶対に許されないことを自覚するように促す。

(2) 生徒をいじめから守り通す組織体制

いじめられた生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた生徒が安心して学校生活を送ることができるように、組織的に守り通す取組を徹底する。

(3) 教員の指導力の向上と組織的対応

いじめ問題に適切に対応できるように教員の指導力を高めるとともに、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により解決を図る。

(4) 保護者・地域・関係機関と連携した取組

いじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、問題解決に向けて取り組む。

2 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、いじめ防止対策推進法及び東京都いじめ防止対策推進条例の基本理念にのっとり、生徒の保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行い、いじめ問題に機動的かつ組織的に対応することを目的とする。

イ 所掌事項

学校いじめ防止基本方針の策定、いじめ問題に関する年間指導計画並びに実施、学校におけるいじめの防止等に関する措置、いじめ問題への迅速な対応策の検討並びに実施に関することを所掌する。

ウ 会議

必要に応じて適宜開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援コーディネーター、その他校長が必要と認める者により構成する。

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

生徒の問題行動への対応において、保護者、地域住民、関係機関と迅速かつ適切に連携・協力できるサポート体制を確立し、生徒の健全育成を図るとともに、いじめ防止対策推進法で規定する学校いじめ対策委員会を支援し、いじめ問題の対応の充実を図ることを目的とする。

イ 所掌事項

いじめを含む生徒の問題行動等の未然防止や早期解決に向けて、学校の取組について助言、支援する業務を所掌する。

ウ 会議

原則として年3回、また必要に応じて適宜開催する。

エ 委員構成

学校運営連絡協議会内に設置する。校長、副校長、教務主任、生活指導主任、進路指導主任、地域住民代表、同窓生代表、PTA代表、警察署生活安全課代表、消防署出張所長により構成する。

4 段階に応じた具体的な取組

学校は、以下に示す「未然防止」「早期発見」「早期対応」及び「重大事態への対処」の四つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じるものとする。

(1) 未然防止のための取組

ア あらゆる教育活動を通して、いじめに対しては毅然とした態度で臨み、学校全体で「いじめは絶対に許されない」という雰囲気醸成する。

イ 道徳教育及び人権教育を充実させるとともに、読書活動や体験活動を推進し、いじめに向かわない態度・能力を育成する。

ウ 生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

エ 校内研修を年3回実施し、いじめ防止に関する教職員の資質を向上させる。

オ ホームページや学校通信等を通して、保護者、地域、関係機関と緊密に連携・協力を行う。

カ SNS校内ルールを策定し、ソーシャルネットワークサービス利用時におけるルールやマナーについて意識の醸成を図る。

キ 専門的な見地を有効に活用するため、スクールカウンセラーとの連携による授業参観や交流会を実施し、生徒の課題把握に努める。

(2) 早期発見のための取組

ア 全教員がいじめ根絶に向けた使命感をもち、学校生活全般を通して、生徒の様子を把握する。

イ 質問紙による「いじめ調査」（いじめアンケート）を年間3回（5月、10月、2月）、体罰根絶に向けた聞き取り調査を年間1回実施し、いじめや体罰の実態把握に努める。

なお、いじめの調査に使用した質問紙や結果は、3年間保管する。

ウ 定期的な個人面談の実施や、スクールカウンセラーによる全員面接の実施等、相談体制を充実させ、生徒がいじめを訴えやすい体制を整備する。

エ 全教員による校内巡回等を行い、複層的な視点から生徒たちの変化をいち早く把握し、いじめの早期発見につなげる。

オ メールや公共の電話相談窓口の周知等によりいじめに関する通報や相談を受ける体制を整備する。

カ 日頃から教職員全体でいじめに関する情報を共有する。

(3) 早期対応のための取組

ア 教育的配慮の下、いじめ防止対策推進法及び東京都いじめ防止対策推進条例に基づき、毅然とした態度でいじめた生徒への更生に向けた指導を行う。

イ いじめられた生徒及びいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。

ウ いじめを発見した場合に、特定の教職員が一人で抱え込まないよう、学校いじめ対策委員会を中心に、組織的に速やかな対応を行う。

エ 保護者会等の機会を活用し、保護者と情報を共有する。

オ 関係機関や専門家等との相談・連携体制を整える。

(4) 重大事態への対処

ア いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察等関係機関との連携を行う。

イ いじめられた生徒の安全を確保するとともに、落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。

ウ 学校いじめ対策委員会を中心に、重大事態に係る調査を速やかに行い、事実関係を明確にする。

エ 被害生徒とその保護者に対し、教員やスクールカウンセラーによるケアを行うとともに、周囲の生徒や加害生徒とその保護者に対するケアも行う。

オ 重大事態発生について、教育委員会への報告を速やかに行う。

5 教職員研修計画

(1) いじめ防止に関する校内研修を年3回実施する。また、そのうちの1回は、重大事態に至った場合の対応について、共通理解を図る機会とする。

(2) 関係機関や専門家と連携し、いじめ防止に関する教職員の資質を向上させる。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 保護者会や学校便り、ホームページを通して、いじめ防止に関する情報を共有するとともに、保護者からの相談体制を整備する。

(2) いじめに関する被害生徒や加害生徒の保護者に対するケアを組織的に行う体制を整える。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) 日頃から児童相談所や警察等との連絡を密に行い、生徒に関する情報を共有する。

(2) 緊急時には、速やかに関係機関への通報ができる体制を整える。

(3) 学校サポートチームを有効に活用し、問題行動の未然防止、早期解決を図る。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

(1) 学校評価アンケートに、いじめ防止に関する学校の取組についての項目を設け、いじめ防止に対する取組を検証する。

(2) 「学校いじめ防止基本方針」が、実態を踏まえて機能しているか、定期的に点検し、必要に応じて見直すとともに、学校評価の結果も踏まえ、毎年度更新を行う。

(3) 「いじめ総合対策チェックシート」を活用するなどして、定期的ないじめ総合対策の取組状況の点検・評価を実施する。

附 則

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。